

令和8年度

高松港玉藻地区キャスルプロムナードにおける
イベント運営事業募集要領

令和8年7月

香川県土木部港湾課

1 事業趣旨

高松港玉藻地区においては、令和6年3月のJR高松駅新ビルの開業、令和7年2月の県立アリーナ開館及び令和7年4月の徳島文理大学の開設に続き、令和9年に外資系ホテルの開業及び令和12年度に11万トン級の大型クルーズ客船の受入施設の整備が見込まれています。

こうした動きの中で、高松港玉藻地区キャッスルプロムナード（別紙）において、ウォーターフロントの眺望を生かし、周辺景観と調和したフォトジェニックで魅力的な空間を演出するイベントを実施する事業に対して補助を行うことにより、港湾緑地利用の認知度の向上を図るとともに、人の流れを創出し、回遊性及び滞在性の向上を促進し、活気ある空間の形成に寄与することを目的とします。

2 募集事業

次に掲げる要件を満たす事業とします。

- (1) 高松港玉藻地区キャッスルプロムナードを会場にマルシェや物販等を企画し運営する事業。
- (2) 11月頃の毎週末（金曜日、土曜日及び日曜日）及び祝日において、合計12日以上開催されるものであること。なお、香川県交流推進部観光振興課が港湾緑地で実施するイベントの開催期間と重複しないこと。
- (3) 開催時間は、金曜日は17時から21時、土曜日、日曜日及び祝日は12時から21時を基本とする。
- (4) 出展者を対象としたアンケートを実施し、売上金額の集計を行うとともに、イベント出店にあたっての課題整理を行うこと。
- (5) 来場者数を把握するとともに、来場者を対象としたアンケートを実施し、回答属性ごとのクロス集計、傾向分析及び課題整理を行うこと。
- (6) 補助事業者が用意する出店ブース以外に、県が用意するモバイルコンテナ（幅約3.1m×奥行約2.0m×高さ約2.5m、重量約420kg）10基を出店ブースとして使用すること。
- (7) 外国人観光客の来場を想定し、案内等の多言語対応策を講じること。
- (8) 他からの委託、補助対象となっている事業は、この補助事業の対象とはならない。

3 応募対象者

次に掲げる要件を満たす法人・団体とします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人・団体は、補助事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 香川県内に本社（本店）、支店、営業所等の事業所を有している法人・団体
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）

- に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に未納がない者。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。

4 応募方法

- (1) 提出書類
- ① 応募申込書（様式 1） 1 部
 - ② 企画提案書（様式 2） 7 部
 - ③ 応募者の概要がわかる書類（様式任意） 1 部
 - ・会社案内、パンフレット等によることでも可とします。
 - ・過去 5 年以内の当該業務と同等の業務実績について記載してください。
 - ④ 香川県税に滞納のない旨の証明書 1 部
 - ・応募申込書の提出期日前 3 か月以内の日付のものに限ります。
 - ・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明してください。
 - ⑤ 事業が安定して継続できるだけの財務・運営基盤があることを示す書類（様式任意） 1 部
 - ⑥ 登記事項証明書 1 部
 - ・応募申込書の提出期日前 3 か月以内の日付のものに限ります。
 - ・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明してください。
- (2) 受付期間 令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15
- (4) 提出方法 持参又は郵送※受付期間内必着
- (5) 提出先 香川県土木部港湾課（下記 8 参照）
- (6) 留意事項 企画提案に要する経費は応募者の負担とし、提出された応募申込書等は返却しません。

5 質問の提出及び回答方法

質問がある場合は、質問書（様式 3）にて令和 8 年 7 月 13 日（月）までに、下記 8 あてに電子メール又は FAX により提出してください。各応募者からあった質問事項は、令和 8 年 7 月 21 日（火）までに応募者全員に電子メール又は FAX にて回答します。

6 補助内容

(1) 補助対象事業

応募のあった企画提案のうち、最も優れていると選定された事業企画

(2) 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する次の経費

- ① 事業実施に係る人件費（企画運営管理、設営撤去、警備、企画・連絡調整事務、経理・会計事務など当事業の業務に従事した部分に限る。）
- ② 事務経費（消耗品費、通信運搬費、保健所等申請費、保険料、駐車場代（事務局及び出店者分）、会場使用関係経費（警察道路許可申請含む）、印刷製本費、広告宣伝費、機器借上費、貸出物品保管及び運搬経費）
- ③ その他共通経費等、補助対象事業の実施に必要な経費であって、知事が特に必要と認めた経費

(3) 補助金の額

補助対象経費の総額から、補助対象事業の実施により得られた収入の総額を差し引いた額の範囲内とし、10,000千円を上限とします。

7 選定方法

(1) 提出された企画提案書等に基づき令和8年8月7日（金）に選定委員会を開催し、応募者のプレゼンテーションにより補助事業者を選定します。企画提案内容について、(2)の評価項目及び評価基準に基づき審査し、(3)の評価点の合計が最高点となった企画提案を補助対象事業として決定します。なお、必要に応じて審査期間中に追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 評価項目、配点及び評価基準

審査は、下記の各項目について、評価基準による5段階評価とします。

- ① 有効性（40点）
 - ・事業趣旨に合っているか
 - ・開催日時・回数や企画が効果的な内容となっているか
 - ・より多くの集客が見込める提案になっているか
- ② 実現性（20点）
 - ・事業内容、運営体制が具体的であるか
 - ・法令等を遵守しているか
- ③ 安全性（10点）
 - ・安全性が確保できているか
 - ・危機管理体制に不備はないか
- ④ 適格性（10点）
 - ・経営基盤が確立しており、事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有し

ているか。また、人員・組織体制が整っているか

⑤ 将来性 (20 点)

・将来、自主運営につなげる意欲・見込みはあるか

(3) 5段階評価における評価点

大変優れている=10点 (20点、40点)、優れている=8点 (16点、32点)、普通=6点

(12点、24点)、やや劣っている=4点 (8点、16点)、劣っている=2点 (4点、8点)

※配点が10点ではない項目においては、評価基準も配点に応じた点数 (括弧内で

記載している点数) とします。

(4) 補助事業者の決定

①各選定委員が評価した得点 (以下「評価点」という。) の合計が最も高い応募者を補助事業者として決定します。ただし、各委員の評価点の合計点 300 点を下限の点数として設定し、この点数を満たす提案者がいないときは、候補者なしとします。

②合計点が最も高い応募者が2者以上あるときは、「有効性」の点数が高い応募者を補助事業者として決定します。「有効性」の点数が同得点の場合は、選定委員の協議により決定します。

8 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部港湾課 計画・開発グループ担当：合田

TEL：087-832-3551 FAX：087-806-0221

E-mail：cv7136@pref.kagawa.lg.jp

9 スケジュール

7月6日(月) 公募開始

7月13日(月) 質問の受付締切り

7月21日(火) 質問への回答

8月3日(月) 公募終了、企画提案書受付締切り

8月7日(金) 選定委員会

8月17日(月) 選定結果通知

8月21日(金) 交付申請受付開始